

当法人は、公正な採用選考の理念に基づき、求職者及び実習や見学を行う学生等（以下「求職者等」といいます。）の基本的人権を尊重するとともに、適性及び能力に基づく採用選考を行います。

求職者等に対するハラスメントは、人権を侵害し、公正な採用選考を損なうものであり、決して許されません。

1 目的

求職者等に対する性的な言動その他これに類する不適切な言動を禁止します。当法人は、令和8年10月1日施行の男女雇用機会均等法第13条に基づき、求職活動等における求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するため、必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じます。

また、セクシュアルハラスメントに限らず、パワーハラスメント、マタニティハラスメントその他あらゆるハラスメント（以下「求職者ハラスメント」といいます。）についても、同様に一切許容しません。

求職者等に対してパワーバランス上優位にある法人職員が、その立場を利用して求職者ハラスメントに当たる行為を行うことがないように、人権を尊重した行動を遵守しなければならないことを明確にするとともに、職員に周知徹底し、求職者等の尊厳を守り、公正かつ公平な採用活動を行うことを目的に策定するものです。

2 求職者等ハラスメントの定義

求職者等に対して、法人職員が職務上の地位や優位性を背景として、「性的な言動・行動」や「精神的・身体的な苦痛を与える言動」、「就職活動等の環境を害する行為」を行うことを指します。

求職者等ハラスメントの定義とします。

＜該当する行為の例＞（例示であり、これらに限られるものではありません。）

○性的な言動・行動

- ・ 性的な事実関係（交際相手の有無など）を尋ねること
- ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ・ 食事や交際、性的な関係を求めること
- ・ 必要なく身体に触れること
- ・ 性的な内容を含む図画の掲示や画面の表示を行うこと など

○精神的・身体的な苦痛を与える言動・行動

- ・ 殴打や物をぶつけるなどの暴行を行うこと
- ・ 人格を否定するような言動を行うこと
- ・ 性的志向・性自認に関する侮辱的な言動を行うこと など

○就職活動等の環境を害する行為

- ・ 他の選考を辞退すれば採用するなどの強要を行うこと など

3 行動指針（法人職員の遵守事項）

法人職員が求職者等と接する際は、次の事項を厳守します。

（１）面談場所及び人数

面談は、原則として「法人施設」又は「web 会議システム」において、複数名で行います。

（２）面談時間

面談を行う時間は、原則として勤務時間内（8:30～17:00）とします。

（３）求職者等との連絡手段

求職者等との連絡は、原則として「法人加入電話（固定電話、携帯電話）」、「法人メールアドレス」または「法人アカウントの SNS」を使用し、職員個人の SNS や連絡先の交換等はいけません。

4 求職者等ハラスメントへの対応姿勢

（１）行為者への厳格な対処

求職者等ハラスメントに該当する行為を確認したときは、就業規則に基づき、厳格に対処します。

（２）相談窓口の設置

求職者等からの相談を受け付ける窓口を設置します。なお、相談したことを理由に、選考において不利益な取り扱いをすることはありません。

（３）速やかで的確な対応

求職者等からの相談があった場合には、速やかに事実関係の確認を行います。ハラスメントの事実を確認した場合は、被害を受けた求職者等と行為者との引き離しなどの的確な対応を行います。また、ハラスメントの事実を確認できなかった場合であっても、求職者等に不快な思いを抱かせることのないよう、再発防止策に向けた措置を行います。

(4) プライバシーの保護

相談者の相談内容や個人情報、相談者の意向を尊重し、事案の解決のために必要な範囲でのみ取り扱います。また、本人の同意がある場合を除いて、行為者に開示することはありません。

5 相談窓口

本窓口は、在職従業員のみならず、採用応募者、実習参加者、見学訪問者、内定者等の求職者等からの相談も受け付けます。求職者等であることを理由に相談を断ったり、採否その他の不利益な取扱いを示唆したりすることは一切行いません。

医療法人社団育生会 求職者等ハラスメント相談窓口

電話番号：075-541-3213

メールアドレス：soudan-hks@kuno-hospital.or.jp